



いたびつ 板櫃 <校訓> 真理の探究 自主躍進

令和6年5月27日(月)発行
校長 栗原博巳
北九州市小倉北区白萩町8番1号
HP: www.kita9.ed.jp/itabitsu-j/

<学校教育目標>
自立・共生～自立心にあふれ、他を思いやる心をもった生徒の育成～
<目指す生徒像>
① 「時を守り、場を清め、礼を正す」生徒(凡事徹底)
② 自ら考え、正しく判断し、進んで学習や諸活動に取り組む生徒(自立)
③ 思いやりの心を持ち、協力し合って集団生活の向上に努める生徒(共生)
④ 与えられた仕事に対し、役割を果たすことのできる生徒(責任)

令和6年度「学校いじめ防止基本方針」のHP掲載について

「学校いじめ防止基本方針」は「いじめ防止対策推進法第13条」に制定することが規定されており、学校ホームページで公表し、本方針の趣旨等について周知することとされています。つきましては、概要をお示ししますので、ご確認いただきますようお願いいたします。(詳細は各学校のHPに掲載しています)

平成25年に制定・公布された「いじめ防止対策推進法」(以下「推進法」)は、その第13条と第22条において、「いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定める」こと、そして、「当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置く」ことを求めています。すなわち、全国の学校は、いじめ防止のための「基本方針」の策定と、方針に沿って防止等の取組を進めていくための「対策組織」の設置が義務づけられることになったのです。(国立教育政策研究所より)

学校いじめ防止基本方針(抜粋)

(1)基本的な考え方

- いじめはどの子どもにも起こりうる、どの子どもも被害者にも加害者にもなりうることを踏まえ、生徒をいじめに向かわせないための未然防止に、全教職員で取り組む。
- 生徒同士、生徒と教職員の信頼関係を築く。
- 規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりを心がける。
- 生徒が互いに認め合える人間関係・学校風土を生徒自らが作り出せるよう指導する。
- 未然防止の取組が成果を上げているかは、日常的に生徒の行動を把握したり、定期的なアンケートや生徒の欠席日数などで検証したりし、改善点について等を検討し、PDCAサイクルに基づく取組を継続する。

(2)いじめ防止のための措置

① いじめについての共通理解

- いじめの態様や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点などについて、校内研修や職員会議で周知するとともに、日頃より教職員全体の共通理解を図る。
- 生徒に対して、全校集会や学級活動等で校長や教職員が、日常的にいじめ問題に触れ、「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気や学校全体で醸成する。
- どのようなことがいじめにあたるのかを具体的に挙げ目に付く場所に掲示するなどし、生徒に認識させる。

② いじめに向かわない態度・能力の育成

- 道徳教育や人権教育を充実させるとともに、読書活動・体験活動を推進し、生徒の社会性を育む。
- 社会体験・生活体験などの活動を通し、他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を培



- う。
- 自他の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重することにより、ストレスをコントロールする能力を養う。
- 「北九州子どもつながりプログラム(追加版)」等を活用し、生徒が円滑に他者とコミュニケーションがとれる能力を育む。
- ③ いじめが生まれる背景と指導上の注意
 - 授業についていけない焦りや劣等感などが過度のストレスにならないよう、一人一人を大切にしたい分りやすい授業づくりを心がける。
 - 学級や学年、部活動等の人間関係を把握し、一人一人が活躍できる集団づくりに取り組む。
 - 高ストレス時に、ストレス状態であることに気付き、運動・スポーツや読書などで発散したり、誰かに相談したりするなど、ストレスに適切に対処できる力を育む。
 - 教職員の不適切な言動により、生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめを助長したりすることがないように細心の注意を払い指導を行う。
 - 教職員による「いじめられる側にも問題がある」という認識を絶対にしない。
 - 障害(発達障害を含む)について、適切に理解したうえで、指導に当たる。
- ④ 自己有用感や自己肯定感の育成
 - 教育活動全体を通じ、生徒自らが活躍でき、他者の役に立っていると感じ取ることができる機会をすべての生徒に提供できるように努める。
 - 校外での体験活動を通して、家庭や地域の大人から認められているという思いが得られるように工夫する。
 - 困難な状況を自ら乗り越えられるような体験の機会を設け、自己肯定感を高める。
 - 自己有用感や自己肯定感は、発達段階に応じて身につくことを踏まえ、小中一貫教育や小中の連携を充実させ、幅広く、多様な目で生徒を見守る。
- ⑤ 児童生徒自らがいじめについて学び取り組む。
 - 生徒会を中心に、生徒自身がいじめの防止を訴える取組を行う。(いじめ防止のための啓発ポスター作成等)
 - 教職員が、すべての生徒が活動の意義を理解し、主体的に参加できる体制になっているかをチェックしながら適宜アドバイスしていく。



板櫃中のみなさんへ

